

厚生労働省発基安0905第4号

令和 7 年 9 月 5 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

- 一 特別教育を必要とする危険又は有害な業務のうち、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務について、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影業務に限定しないものとする。ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除くものとする。

二 様式第二十七号の備考欄の一部改正

- 1 医療用のエックス線装置の定義について、第二の四に準じた改正を行うこと。
- 2 その他所要の改正を行うこと。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 電離放射線障害防止規則の一部改正

- 一 放射線装置に係る事業者の措置義務の拡大

1 事業者がエックス線装置又は荷電粒子を加速する装置に電力が供給されている場合等にその旨を関係者に周知させる措置について、関係者が確実に認識できる方法によるものでなければならないものとする。

2 1の周知の方法は、工業用等の特定エックス線装置等を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならないものとする。

3 事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置について、インターロックその他の偶発的な被ばくを防ぐための安全装置（以下「安全装置」という。）を設置しなければならないものとする。

4 事業者は、労働者が事業者の許可を得て、臨時に安全装置を取り外し又はその機能を失わせたときは、偶発的な被ばくを防止する代替措置を講じなければならないものとする。

5 事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち医師等が管理する装置については、医療法施行規則に規定する基準を満たさなければならず、また、獣医師が管理する装置については、獣医療法施行規則に規定する措置を講じなければならないものとする。

二 エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の追加

1 エックス線作業主任者に事業者が行わせる職務について、次に掲げる職務を加えるものとする。

- (一) エックス線装置に電力が供給されていることを関係者に周知させる措置等に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

- (二) 労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

- (三) 安全装置を点検すること。

- (四) 安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

- (五) 一の4の措置が講じられていることを確認すること。

2 ガンマ線透過写真撮影作業主任者に事業者が行わせる職務について、次に掲げる職務を加えるものとする。

- (一) ガンマ線照射装置で照射していることを関係者に周知させる措置等に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

(二) 労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線

業務従事者を指揮すること。

三 特別教育の対象者及び科目について、第一の一に準じた改正を行うこと。

四 医療用のエックス線装置の定義の明確化を行うこと。

五 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

1 第一の二並びに第二の四及び五の一部については、公布の日から施行すること。

2 第一の一及び三、第二の二の1の(一)及び(二)並びに2、三並びに五の一部並びに二の4については、

令和八年四月一日から施行すること。

3 第二の一、二の1の(三)から(五)まで及び五の一部並びに二の1から3まで及び5については、令和九

年十月一日から施行すること。

二 経過措置

1 第二の一の施行の際現に存在する特定エックス線装置について、改修等により自動警報装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他自動警報装置の設置に代わる措置により関係者に周知させる措置を講じなければならないこと。

2 第二の一の施行の際現に存在する特定エックス線装置について、改修等により安全装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければならないこと。

3 事業者は、エックス線作業主任者に2の措置が講じられていることを確認させなければならないこと。

4 この省令の施行前にした行為についての罰則の適用については、なお従前の例によること。

5 その他所要の経過措置について定めること。